さくら市給水装置工事標準仕様書

（目　　的）

第1条　本仕様書は、さくら市（以下「市」という。）水道事業給水条例に規程する給水装置工事の設計及び施工について必要な事項を定めることを目的とするもので、給水装置工事はすべて日本水道協会水道工事標準仕様書及び市給水装置工事標準仕様書に準拠し、設計及び施工しなければならない。

（メーターの設置基準）

第2条　メーターは下記の基準により設置する。なお、その設置位置は管理者が定める。

　⑴　専用、共用等給水装置毎に1個とする。

　⑵　出来る限り止水栓に近い位置で、かつ見やすく取替が容易で、外傷により破損し難く、汚染のおそれのない所を選ばなければならない。

⑶　原則として官民境界から2ｍ以内に設置することとし、設置位置が、官民境界から2ｍを超えるなど基準によらない場合は、申請時に「水道メーター設置位置の変更における誓約書」を添付しなければならない。

⑷　道路等の車両が通行しない場所に設置すること。

⑸　給水管と同じ呼び径のものとし、水平・垂直に設置すること。

　⑹　アパート等で複数のメーターを並べて設置する場合は、原則として建物に向かって左側に１階用、右側に2階用を設置すること。

　⑺　メーターボックスふたの裏側プレートに、油性マジック等で、施工業者名・部屋番号等を記入すること。

（受水槽の設置）

第3条　以下の箇所は、原則として受水槽式給水とする。なお、受水槽への給水は、落とし込みとする。

　⑴　著しく多量の水を一時的に使用する箇所

　⑵　配水管の水圧及び水量が不充分で、使用上支障がある箇所

　⑶　常時一定の給水を必要とする箇所

　⑷　営業用または業務用に使用し、断水等不測の時に大きな支障がある箇所

　⑸　3階建て以上の高層建物に給水する箇所。ただし、水圧が充分確保できる箇所の一般住宅・事業所等または親メーター設置の共同住宅（3階建て）は、この限りでない。

（給水管の分岐）

第4条　給水管の分岐は、下記の基準により行うこと。

　⑴　給水管の口径は、分岐しようとする配水管より小さい口径で、かつ配水管の計画最低水圧時においても、その必要水量を供給出来る口径とすること。ただし周辺の水圧に影響を与える口径で行ってはならない。

　⑵　サドル付分水栓による分水の口径は、50㎜以下とすること。

　⑶　隣接管の継手部、及び他の給水分岐箇所から30ｃｍ以上離すこと。

　⑷　異形管には、穿孔してはならない。

　⑸　分岐する箇所が配水管の末端となる場合は、管末から1ｍ以上離した箇所から分岐すること。

　⑹　鋳鉄管のサドル分水工には、コアを使用すること。

　⑺　穿孔は、管の切り屑が管内に侵入しないよう、排水しながら行うこと。

⑻　配水管等から分岐して給水管を取り出す場合は、原則として、当該敷地に面して布設されて

いる配水管からの取り出しとする。

⑼　工事写真管理については以下の写真管理基準のとおりとし、給水装置工事完成届に添付すること。

写 真 管 理 基 準

○分水工事

|  |  |
| --- | --- |
| 区分・工種 | 撮影項目 |
| 使用材料 | サドル分水栓、シールリング止水栓、止水栓筐、メーターボックス等 |
| 配水管の状況 | 配水管の土被り（地面から配水管までの埋設深の確認）  配水管のオフセット（官民境界からの距離の確認）  ※スケールやスタッフ等を当てて撮影すること。 |
| 水圧試験 | サドル水圧の保持状況（水圧計を規定の圧力でセットし時計等の時間がわかるものと一緒に撮影、5分後に同じく撮影。圧力が低下していなければ分水可とする。）  ※試験基準：石綿管0.75Mpa 5分間 /その他の管1.0Mpa 5分間 |
| 穿孔 | 穿孔機刃の状況、穿孔中、穿孔片の確認。 |
| コア挿入 | 鋳鉄管（DIP）管の場合のみコア挿入前、挿入後。 |
| 防食フィルム取付 | サドル部に防食フィルムを取付後。 |

※上記項目に該当する写真帳を給水装置工事完成届に添付すること。

（止水栓及び制水弁の設置）

第5条　止水栓又は制水弁は、次の基準により設置すること。

　⑴　配水管若しくは分岐元となる給水管からの分岐地点から宅地内に設置される最初の止水栓または制水弁（以下第一止水栓）は、官民境界より宅地側1ｍ以内に取り付けること。

　⑵　給水管を2階以上または地下に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けること。設置箇所については、容易に操作、取替の可能な箇所とすること。

（使用材料）

第6条　使用材料は次の基準により設置すること。なお、市水道事業給水条例施行規定によるものとする。

　⑴　配水管若しくは分岐元となる給水管からの分岐地点から第１止水栓までの区間について、口径50㎜以下はポリエチレン管、75㎜以上はダクタイル鋳鉄管、を使用すること。

　⑵　第１止水栓からメーターまでの区間は、上記の材料に加え、口径50㎜以下では耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管を使用できるものとする。

　⑶　水道事業者の布設した配水管分岐箇所からメーターボックス内に使用する砲金継手は、コア一体型とする。

　⑷　メーター以降の給水装置については、その設置場所に適した材料を使用すること。なお、詳細については水道課と協議し決定すること。

（給水管の埋設）

第7条　給水管は下記の基準により埋設すること。

　⑴　埋設深度について、道路部分は配水管の埋設深と同程度、宅地部分は0.45ｃｍ以上とする。ただし技術上その他やむを得ない場合は、その限りではない。

　⑵　原則として建物の外まわりに布設し、ヘッダー工法等を採用する場合は、所有者等が責任を負うものとする。

　⑶　汚染される恐れのある物から遠ざけること。

　⑷　道路上の埋め戻しは15ｃｍ毎にランマー等で充分つき固めること。

　⑸　給水管に影響を与える恐れのあるものを埋め戻さないよう配慮すること。

　⑹　管上20ｃｍ、管下10ｃｍは山砂で埋戻しを行うこと。ただし、配水管等が石綿管の場合は配水管周りについて、川砂を用いて水締めすること。

（スプリンクラー設備の設置）

第8条　給水装置における直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、他の給水栓を使用していない状態でスプリンクラー設備を計画することができる。また、スプリンクラーヘッド及び配管に停滞水が発生しない構造とすること。

（撤去工事）

第9条　給水装置を撤去する場合は、原則として分水止めとする。なお、撤去費用については、水道使用者又は、所有者の負担とする。

（給水工事の設計図作成）

第10条　設計図は、別紙「給水装置設計図作成要領」により作成しなければならない。

（禁止事項）

第11条　給水装置工事にあたり、以下のことを禁止する。

　⑴　メーターより上流の給水管を、家屋その他建物等の下に布設すること

　⑵　給水管にポンプを取り付けること

　⑶　給水管を、自家水道及びその他の管と接続（クロスコネクション）すること

　⑷　給水管を圧力タンク類と直結すること

　⑸　2個以上の給水装置相互の連絡をすること

第12条　給水装置に漏水が生じたときは、漏水部が水道事業者の布設した配水管より分岐した箇所からメーターまでを市の負担で修繕する。なお、丙止水栓の故障については使用者の負担とする。

（附　　則）

平成17年3月28日実施

平成18年8月29日一部改定

平成18年9月20日一部改定

平成29年11月1日一部改定

平成31年1月10日一部改定

令和5年2月6日一部改定　令和5年4月1日施行

給 水 装 置 設 計 図 作 成 要 領

（設計図の目的）

　給水装置の設計図は、一定の記号を用いて、水栓の取付位置、給水管の布設状況、布設距離、使用する材料・器具、道路種別などを図示するものである。

　設計図は工事の設計、施工、工事費の見積り及び、技術的な維持管理の基本的資料となるものであるから、詳細、明瞭、丁寧に描かなければならない。なお設計図を作成するに当たっては次の方法による。

1　設計図は普通インクまたはボールペン書き等により明記すること。

2　工事場所が分かるよう、案内図を記入すること。

3　平面図には周辺の略図（主な道路、建物、配水管、方位等：北が図面の上方になる）を明記すること。

4　立面図は概ね４５度の傾斜で、判別しやすいように明記し、各箇所に使用する管や水栓の種類、口径及び防護の方法等、特殊の施工事項を記入すること。

5　設計図に使用する表示は、日本水道協会の配水管・給水装置の表示標準、及び次の通りとする。

また、表示にない道路、河川、その他は分かりやすいよう記入すること。

　⑴　新設のものは赤色実線、既設は黒色実線、撤去及び廃止は赤の破線で記入すること。なお、給湯は青色実線で記入すること（新設は太線を用い、既設は細線を用いること。）。

　⑵　配水管、給水管及びその他付属品は、種類口径等を明記すること。

　⑶　水栓類は種類を明記すること。

　⑷　給水工事設計書に、使用材料等（数量）を詳細に記入すること。

　⑸　平面図及び立面図に、口径はmm（ミリメートル）延長はｍ（メートル）をもって表示すること。